

日本赤十字看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2017（平成29）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1890（明治23）年に開始された日本赤十字社病院における看護婦養成に始まり、その後の組織改編を経て、1986（昭和61）年に設立された。2005（平成17）年に日本赤十字武蔵野短期大学と統合したことに伴い、現在は東京都に2つのキャンパス（渋谷区の広尾キャンパス、武蔵野市の武蔵野キャンパス）を有し、看護学部・看護学研究科の1学部・1研究科が組織されている。

貴大学では、赤十字の理念である「人道」を教育の基本理念としており、広い知識と深い専門の学芸を教授・研究し、知的、道德的および応用的能力を発展させ、保健医療の分野で活躍できる人材を育成し、看護学の発展および人類の福祉に寄与することを学部・研究科共通の教育目的として掲げ、大学の柱としている。これらの理念・目的等は、『大学案内』『学報』およびホームページなどを通じて、広く周知を図っている。

学部の教育課程では、養成する能力を7項目、卒業時の到達目標を6項目掲げ、具体的に示していることは適切である。特に赤十字の特色を生かした「国際・赤十字」科目群を独立して構成し、国際的な看護活動の基礎的知識および国内外の災害時に展開される救護活動の基礎的知識・技術を修得できるように編成していることは貴大学の特色といえる。

大学院修士課程は、研究能力と高度な専門性を有する看護実践者の育成を目標に、博士後期課程は自立して研究活動ができる看護学研究能力の育成を目標に掲げ、専攻コース、教育課程を編成している。特に修士課程における5領域の専門看護師教育課程の設置は、貴大学院の水準を示すものであり、博士後期課程とともに、優秀な人材を社会に送り出している。

学部における国際教育交流は、多様な国との間で多彩なプログラムにより行われており、貴大学の特色として高く評価できるが、大学院は国際看護学専攻、国際保健助産学専攻を標榜しているにも関わらず、十分とはいえないので、改善の余地がある。

教員の教育・研究業績は、おおむね活発であるが、教員の研究時間を確保するのに苦慮している現状があり、授業や実習指導を調整するなどの措置を可能とする組織風土を醸成するという改善策の実現に向けて、今後の努力に期待したい。

二 自己点検・評価の体制

1991（平成3）年度に、学則第2条に「教育研究の水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その評価を公表する」ことを明記している。1994（平成6）年度から自己点検・評価に取り組み、1997（平成9）年度、2001（平成13）年度には本協会の相互評価を受けている。2005（平成17）年度に「大学評価内規」を「規程」に改め、学長をリーダーとする「大学評価委員会」が基本方針や実施項目の策定を行い、そのもとに設置された「実施委員会」が実施責任を負うなど、システムとして整備した。以後、毎年自己点検・評価を行い、その報告書である『年報』を2005（平成17）年度、2006（平成18）年度に発行し、改善に取り組むなど、不断の努力が認められる。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

看護学部看護学科および看護学研究科（修士・博士後期課程）の1学部1研究科から構成され、附置研究機関として看護実践・教育・研究フロンティアセンターを設置しており、大学の理念・目的を実現するのに適した教育・研究組織となっている。2005（平成17）年度に日本赤十字看護大学と日本赤十字武蔵野短期大学が統合し、学部の収容定員が320名から540名に拡大されたが、学生増および大学院拡充に対する教育・研究組織を教員組織等調整委員会を設置して検討し、整備を図った。修士課程では、2005（平成17）年度に医療看護の現場で高度看護専門職として活動する専門看護師（日本看護協会認定）の養成課程を設け、現在3領域が認可されている。2009（平成21）年度にはがん看護、急性・重症患者看護の2領域を申請し、現在認可待ちの状況である。

2005（平成17）年に開設した看護実践・教育・研究フロンティアセンターでは、さまざまな領域の看護職との共同研究、研修・研究会、公開セミナーの開催等の活動を行っている。2006（平成18）年度には、同センターに認定看護師教育課程を設置し、大学院における専門看護師養成課程とともに高度看護専門職養成に貢献している。また、2007（平成19）年度に、「国際的な視野を持ち、助産を通じた国際貢献ができる助産師を育てる」との目標のもとに、大学院修士課程に「国際保健助産学専攻」を設置したことは、貴大学の特色として挙げるができる。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

看護学部

学部の教育目的は「赤十字の理念に基づき、幅広い教養と豊かな人間性を培うとともに、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる人材を育てることを目指す」であり、これに沿ったカリキュラムが編成され、基礎・教養科目と専門科目がバランス良く構成されている。特に、少人数で行う「基礎ゼミ」が設けられていることや、専門科目において赤十字と国際関係の理解を目指す「国際・赤十字」が独立した科目群として設置され、その中で「国際看護学」等の科目を開講するとともに、必修科目の「赤十字災害看護論」において、学生全員が国内外の災害時に展開される救護活動の基礎的知識・技術を修得できるように授業内容が組まれていること、さらには選択科目の「赤十字国際活動論演習」において、海外の赤十字関連施設での研修を行っていることは、貴大学の特色として評価できる。

今後の課題としては、導入教育として生物・化学の基礎科目が選択科目で開講されているが、それらの科目は看護専門教育に進むにあたって重要であることから、導入教育が必要な学生は必ず履修するよう配慮が望まれる。また、幅広い教養を身に付けるとの教育目標を掲げているが、時間割編成において、基礎教養も含めた複数の選択科目が同一時間帯に組まれているために、選択科目の選択幅が狭められていること、過密なスケジュール編成になっていることは問題であるため、改善が望まれる。

看護学研究科

高度な看護専門職者として要求される深い学識、卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを目的に、大学院に修士課程と博士後期課程を開設している。

修士課程は10の専門領域から構成され、そのうちの3領域は専門看護師教育課程として認可されており、さらに、2009（平成21）年度においては2専門領域の申請を行っている。このことは、大学院教育課程の充実と水準の高さを示すものであり、専門看護師養成の一翼を担っていることは評価できる。加えて、大学開設時から学部の選択課程に位置づけていた助産学教育について、国際的専門職業人を育成するとの観点から、2007（平成19）年度に修士課程に国際保健助産学専攻を設置している。

博士後期課程は9の専門領域から構成され、入学後に正研究指導教員、入学半年後に副研究指導教員が決定し、その指導のもとに研究活動が進められている。なお、大学院では入学生が多くが社会人として経験を積んできた者であるが、修士課程での学業との両立は難しいために、ほとんどの者は離職して入学してきていること、および修士課程1年次の大学院学生は学業に専念させるとの大学の教育方針のもとに、土日・休日開講や長期履修制度などの特別な制度は導入していない。

(2) 教育方法等

看護学部

履修指導は、学年ごとに行う新学年ガイダンスで実施しているほか、実習ガイダンス、基礎ゼミ、卒業研究ガイダンスおよび必要時には個別指導を行うなど、丁寧に行われている。これらの内容は、学生便覧等で周知を図っている。

2005（平成 17）年 4 月の日本赤十字武蔵野短期大学との統合により学部学生数が倍増したが、教育目標を達成するため、少人数教育を堅持し、小グループによる主体的相互学習形態を積極的に取り入れている。英語教育については、能力別にクラスを編成し、多様なメディアを活用した授業を導入するなど教育方法の工夫に努力している。1 年間に履修登録できる単位数の上限は設定されていないが、卒業に必要な 125 単位のうち必修科目が 108 単位（86％）と割合が高いことから、事実上の上限設定になっている。

学生による授業評価は 2006（平成 18）年度から導入されているものの、科目担当者の任意実施であったために評価票の回収率は高いとはいえず、また、評価結果は全科目の平均値についてのみ年報に公表している状況であった。しかし、2009（平成 21）年度から全科目・全教員を対象とした授業評価が開始されており、これに合わせてより効果的な授業改善が行われることを期待する。教育改善のためのワークショップは定期的に開催し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）として取り組んでいる。

シラバスについては、一定の書式で必要事項が網羅されているものの、成績評価の仕方については、期末テストに出席状況を加味して評価するとの記載や、総合評価をする場合に評点配分を記載していないなど、あいまいな対応が見受けられるので、改善が望まれる。

看護学研究科

修士課程看護学専攻では、1 年次に文献検討、研究課題の決定、研究計画書の作成が行われ、2 年次に研究計画書発表会、研究倫理審査委員会での審査を経た上、計画実行、論文作成、論文提出の手順がとられる。その間、指導教員による個別指導あるいはゼミ形式による指導が一貫して行われる。国際保健助産学専攻の論文コースは、看護学専攻と同じスケジュールで論文提出が行われる。同専攻実践コースは、大学院修了に必要な単位のほか、助産師学校養成所指定規則に定められた単位を履修するため、やや過密なカリキュラムとなっているので、工夫が必要である。論文作成のプロセスは助産学実習の都合で 1 年次に研究計画書発表会が行われるほかは、論文コースと同様のスケジュールで行われる。

一方、博士後期課程は入学時に研究テーマを持っている学生が多いため、研究法や専門領域の特論を受講する以外は研究にあてられ、定められた期日までに研究計画書

を提出し、研究計画審査委員会の審査を受けた後、正・副研究指導教員から必要な助言指導を受けて博士論文を完成させる。

シラバスはホームページにも公開されており、授業スケジュール、研究指導方法、学位取得プロセス等が明示され、各教員の講義・演習内容についても一定の書式で記載されているが、成績評価の仕方については、あいまいな対応が見受けられるので、改善が望まれる。大学院に関するFDとしては、2008（平成20）年度までに企画されたものは特になかった。2009（平成21）年度においては、大学院学生の指導に関するアカデミック・ハラスメントについての学習会が開催されているものの、今後一層充実したFD企画が行われることを期待する。なお、大学院における教育課程の改善の検討は研究科委員会において行われている。

（3）教育研究交流

看護学部

赤十字精神に則った国際性豊かな看護師を養成することを目的に海外研修を推奨している。夏季休暇中を利用しての米国の大学での看護学研修をはじめ米国コロラド大学との研修授業を隔年で実施しているほか、カンボジア赤十字社での研修、「赤十字国際活動論演習」として夏季休暇中にスイスの赤十字国際委員会やWHOなどでの研修プログラムを実施し、2008（平成20）年度からはスウェーデン赤十字大学との双方の学生2名の交流研修が開始された。さらに、夏季休暇を利用したオーストラリア・メルボルンのモナッシュ大学附属語学学校への語学研修も2008（平成20）年度から開始され、参加者には大学の開講科目である英語LS2として単位認定を行っている。このように、海外研修の受け入れ先を拡充させ、さまざまな国での多様なプログラムを用いた研修をとおして、貴大学の目指す教育目標達成に効果を上げていることは高く評価できる。

看護学研究科

学校法人日本赤十字学園が設置している大学院は4校あるが、相互の教育・研究交流は行われておらず、現在検討を開始している段階であるので、早期の実現を期待したい。国際交流に関しては、赤十字精神に則った国際性豊かな看護師を養成する目的で、海外研修を推奨しており、その一環として、看護学専攻に国際看護学領域を設置している。本領域の研究のフィールドは海外であることから、旅費・滞在費など学生の負担が重く十分な成果を上げるに至っていない。国際保健助産学専攻についても同様である。2008（平成20）年度からスウェーデン赤十字大学との提携事業をとおして赤十字に関する国際共同研究が進んでいるが、国際看護学、国際保健助産学専攻を標榜している以上、国際的な教育・研究交流を積極的に推進する必要がある。

(4) 学位授与・課程修了の認定

看護学研究科

大学院学則に課程修了の認定や学位論文審査の可否等の手順が定められており、学位規程に学位授与の要件や学位審査委員会の設置等が定められている。また、大学院シラバスには修士および博士の学位取得までのプロセスが明示されており、指導教員だけでなく他の分野の教員から指導を受けることが可能な体制になっている。

修士論文可否判定の透明性を高めるために、2007（平成 19）年度に研究テーマ・目的の明確性・適切性をはじめ 6 項目から成る審査基準を明文化した。また、博士後期課程では、研究計画書の審査に合格することが学位論文審査の条件としている。これらの審査基準等については、学期初めのガイダンスで説明するほか、基準の資料を大学院学生に配付しているが、大学院シラバス等にも記載することが望まれる。なお、博士後期課程では、研究計画書審査の合格基準が高いために研究計画書を出せないまま課程を退学する、あるいは単位取得による課程修了後に研究生となる者が少なくないので、研究計画書の審査基準について、妥当性の検証が望まれる。

修士および博士後期課程における学位論文審査に関しては、学位論文審査委員会によって、それぞれの学位にふさわしい研究能力を有しているかの審査が行われており、学位審査の公正・客観性は保たれている。

ただし、具体的な学位授与方針については明示されていないため、改善が望まれる。

3 学生の受け入れ

大学の理念・目的および教育内容から導いたアドミッションポリシーを策定し、大学がどのような学生を求めているかを明示している。これにふさわしい学生を選抜するために、多様な入学者選抜を実施するとともに、受験生には、ホームページ、進学説明会等の方法により、情報提供をしている。入学試験の企画・運営、問題作成、可否判定の基準、面接方法、合格発表等は、入試委員会、問題作成委員会、教授会で審議決定するなど公正性、透明性はおおむね確保されている。しかし、試験問題の妥当性の検証は、英語のみ問題作成時に行っているが、その他の科目についても検証が望まれる。学部の入学定員に対する入学者数比率（過去 5 年間の平均）は 1.07、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.06、編入学定員に対する編入学生数比率は 1.10 となっており、おおむね適切である。大学院については、修士課程で収容定員に対する在籍学生数比率が 1.20 とやや多いが、おおむね適正範囲である。

4 学生生活

学生に対する経済支援として、日本学生支援機構奨学金などの学外奨学金のほかに、日本赤十字社奨学金に加えて大学独自の奨学金制度が学部・大学院ともに整備・活用

されている。しかし、日本赤十字社奨学金の条件は、「卒業後に赤十字病院に勤務すること」、あるいは「奨学金の貸与年数を勤務すると貸与額が免除される」などとあり、健全で自由な学生生活を送る立場から、貴大学の改善方策に示されているように、学内奨学金に加えて「授業料免除制度、入学時特待生制度などの学生への経済的支援を創設する」という案の実現に期待する。

学生の健康管理・相談活動は保健室に非常勤保健師2名、学生相談室に非常勤カウンセラー3名を配備し、相談等に当たっている。ハラスメント防止については、「人権・倫理委員会規程」「人権の擁護と倫理問題の防止要綱」「人権・倫理問題相談員細則」等の規程を制定し、4月のガイダンスおよび学内掲示等で周知徹底を図っている。

就職指導は、学生生活委員会、学年担当教員、卒業研究担当教員、学務課学生係職員が協力して、個別相談の他に3・4年次生対象の年度初めのガイダンス、4年次生対象の就職ガイダンスなど、組織的・体系的に取り組んでいる。看護師不足を背景に就職状況は良好で、希望病院に全員が就職するという短期目標は達成されている。

5 研究環境

教員は教育活動に加えて、最新かつ最善の医療・ケアを提供する根拠となる研究活動の活性化を図る必要があるとの観点から、その基盤として経常的に個人研究費および研究旅費を支給している。また、主に若手教員を対象に競争的研究費としての課題研究費があり、教員の研究費は保障されている。しかし、研究時間については、特に講師以上の専門科目担当教員は講義・演習に加えて、実習現場での指導等に多くの時間を割くために、十分な研究時間の確保が難しく、改善課題となっているため、早急な対応が望まれる。

また、研究活動に必要な学会・研修会等へは本務に支障がない限り自由に参加することができるものの、研修時間の確保は休日を除いては難しく、平日開催される学会や国際共同研究への参加を容易にするために、授業や実習指導を調整するなどの措置が可能となるよう、組織風土を醸成する努力が求められる。

研究活動の成果については、専任教員数が増えたこともあるが、国内学術雑誌への論文投稿数は増加しており、研究活動の活性化という目標はおおむね達成されている。科学研究費補助金の採択状況については、2005（平成17）年4月の日本赤十字武蔵野短期大学との統合による委員会活動・作業のため、2006（平成18）・2007（平成19）年度は減少していたが、2008（平成20）・2009（平成21）年度では以前の水準を上回る申請件数・採択件数となっている。今後、より一層活発な研究活動が行われることを期待する。

6 社会貢献

蓄積された教育・研究成果を広く社会に還元するとの方針のもとに、①一般市民向けの公開講座、②海外からの講師を招いての学生および教育者向けの講演会、③看護専門職向けの公開研究会・公開セミナーなどを開催しており、それぞれの企画は好評を得ている。大学施設の開放については、広尾キャンパスの多目的ホールや教室を、学会、研究会、研修会等に有料で、赤十字関連施設関係者には無償で貸し出している。また、教員が専門性を生かして厚生労働省、文部科学省の委員を務めるなど国・地方公共団体の政策形成等に貢献している。

7 教員組織

大学設置基準上の必要専任教員数を満たし、教員1人あたりの学生数は約12名となっており、大学の教育目標および教育課程にふさわしい教員数を配置している。教員の年齢構成のバランスも適正である。大学院担当教員は、すべて学部教育を兼担しており、看護学専攻、国際保健助産学専攻の専門領域ごとの教員配置は適切である。教育研究支援職員として、ティーチング・アシスタント（TA）制度を取り入れている。

専任教員の担当授業時間数を見ると、教員間でかなりの格差がある。これは、看護系教員において教授は大学院担当授業が多いこと、准教授は看護学実習・演習の授業時間が多いことなどによるためである。現在、看護系以外の教員の基礎ゼミ、卒業研究等の担当時間を増やすなど格差縮小に努めているが、十分ではないため、さらなる努力が望まれる。教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続きに関しては「教員選考規程」「教員選考基準」等で明文化されている。

8 事務組織

教学組織との連携協力、有機的一体性の確保を目標に、学部、大学院を一括した事務局として、組織の構成と役割分担が明確にされ、おおむね適切に整備されている。すべての会議に事務担当者が出席し、意思決定に参画あるいは運営補佐を行い、審議された方針は出席した事務職員を通じて事務局各部局に周知する体制がとられており、教学と事務は緊密な関係が保たれている。

事務職員の研修は、学校法人日本赤十字学園が主催する研修の他、文部科学省、日本私立大学協会等が主催する研修に参加している。スタッフ・ディベロップメント（SD）につながる研修制度の確立を目標に掲げ、2009（平成21）年度には、3回にわたり研修を行っている。今後とも、一般事務能力に加えて、業務の専門分化に対応するために、外部等の研修会・講習会への積極的な参加ができるシステムなど研修制度の確立への努力が望まれる。

9 施設・設備

教育理念・目的・目標を達成するために必要な施設・設備、学生の生活の場としての環境はおおむね整備されている。周辺の環境への配慮として、新校舎建設により減少した樹木や緑地を補うため、屋上緑地化などに取り組んでいる。しかし、学生、研修生等の増加に伴い、学生食堂の座席数および大学院学生用のパソコン台数などに不足が生じないよう、今後も十分な配慮が望まれる。

2 キャンパスを擁しており、1 年次は武蔵野キャンパス、2 年次以上は広尾キャンパスで授業が行われているが、2010（平成 22）年度には広尾キャンパスに統合されることが決定している。歩行障がい者に対するバリアフリーは完備しているものの、視覚障がい者等への対策など学外利用者も視野に入れた対策が望まれる。

施設・設備を維持管理する責任体制は確立されており、新規企画および問題点への対処は「施設・設備委員会」が行い、維持管理は事務局総務課管財係・情報システム係が担当している。施設・設備の衛生・安全の確保に係り、授業に伴う感染性廃棄物および微生物を含む実験廃棄物については、廃棄物処理法に基づき適切に処理している。ただし、限られた事務局職員のみで管理運営をいかに円滑に行うか、また職員の負担軽減については、さらなる検討が必要となろう。

10 図書・電子媒体等

貴大学の図書館は、広尾キャンパス（広尾館）、武蔵野キャンパス（武蔵野館）を合わせて 13 万 3 千冊の蔵書を持ち、看護単科大学として国内最大の規模であり、図書館の面積、閲覧座席数は、大学の教育目的・方針および学生の規模に照らし適正である。情報インフラについては、国立情報学研究所の N A C S I S - C A T、図書館情報システム「情報館」の導入および O P A C 等の活用による他の図書館とのネットワークの整備、国立情報学研究所の情報ナビゲータ C i N i i を利用した大学紀要の無料公開、オンライン・データベースとして「医中誌 W e b」「C I N A H L」「Cochrane Library」「Medline/PubMed」等の導入など、利用者サービスは適切に行われている。また、日本赤十字学園の中核大学として赤十字社の看護師養成に関する歴史資料を保存・調査・分類して学内展示コーナーおよびホームページでも公開しており、これらの資料は日本の看護教育の歴史の資料としても貴重であることから、貴大学図書館の特色として評価できる。

広尾館の開館時間は、平日 9 時 30 分～20 時、土曜日 10 時～17 時となっている。大学院学生のために 2007（平成 19）年度に 23 時までの開館を試行したが、利用者が少ないため中止している。武蔵野館の開館時間は平日 17 時までであり、土曜日は 2007（平成 19）年度の調査では利用者が少なかったため、現在休館としている。しかし、利用者が少数でもいること、看護実践・教育・研究フロンティアセンターの研修が行

われていることなどを考慮すると、土曜日の開館を検討する必要がある。学外者利用への図書館開放は、開館時間内であれば身分証明書の提示により自由に利用でき、その数は年々増加している。

1 1 管理運営

管理運営組織として、教学に係る事項を審議する学部教授会、研究科委員会、人事に係る事項に限り審議する正教授会、管理運営について協議する管理会議、経営に関する意思決定機関である法人理事会がある。それぞれに対応する規程において目的・役割が明確化され、機能を分担するとともに、相互の連携を図っている。評議会などの全学的審議機関は設置されていないが、看護学の1学部1研究科の単科大学であり、学長のリーダーシップのもと、意思決定のプロセスを明確にしている。また、教授会、研究科委員会のもとに各種委員会をおき、役割が分担されている。他に学則等で規定された会議ではないが、情報交換や意見交換の場として、看護教授連絡会議、研究科看護教授連絡会議、一般教養・専門基礎教員連絡会議、教員会議が設けられ、意思疎通が図られており、おおむね適正な管理運営がなされていると判断できる。学長、学部長、研究科長の選出手続きは規程に従って行われており、教授会等の構成員の意思も反映される仕組みがある。

1 2 財務

教育・研究を適切に遂行するために、将来計画を策定し計画に基づき運営されている。中・長期財政計画については、将来構想推進協議会や管理会議を中心に、2005（平成17）年度に4ヶ年計画を策定し毎年見直しを行っており、日本赤十字武蔵野短期大学との統合が完成年度を迎える2008（平成20）年度以降の5ヶ年計画も策定している。

帰属収支差額は、寄附金収入が減少し支出超過となった2005（平成17）年度および2006（平成18）年度を除き収入超過である。また、当年度消費収支は支出超過が続いていたが、これは新校舎建設のための基本金組み入れ等に起因したものと見られ、2007（平成19）年度には収入超過に転換している。また、翌年度繰越消費収支は収入超過であり、内部留保資産も十分であることから、財政基盤は強固といえる。特に借入金がないことは評価できる。

教育・研究環境の整備のために、看護学研究科国際保健助産学専攻の開設、看護実践・教育・研究フロンティアセンターの開設、新校舎の建設等を行い、計画的に第2号基本金の組み入れも行っている。また、校舎の建築・増築に対する寄附金募集のほか、保護者からの教育研究振興資金を募集し、財政基盤の安定に繋げている。

財務関係比率は、主要比率を含め「理工系－保健系学部を設置する私立大学」の平

均に対しておおむね良好である。特に負債関係比率は良好である。

なお、監事および監査法人監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では、学校法人の財産および業務執行の状況が適切に示されている。

1 3 情報公開・説明責任

教育理念・目的・目標をはじめとして、学部および大学院のカリキュラム、シラバス、入試情報等大学における教育・研究、実践、社会貢献などの活動の情報をホームページ、『年報』、『大学案内』等で公表している。2005（平成 17）年度から毎年行っている自己点検・評価の結果を『年報』として刊行し、赤十字機関、看護系大学・短期大学、近隣大学等に配付している。目標としていたホームページ上での公開も 2009（平成 21）年度から開始した。情報公開の請求に対しては実際の請求は現時点ではないものの、請求があり次第、誠実に対応するように準備している。

財務情報の公開については、貴大学ホームページで大学単独の財務三表および財産目録を掲載するとともに、学校法人のホームページでは、小科目まで網羅し、内訳表・明細表も含めた財務書類をはじめ、監査報告書、財産目録、事業報告書のほか、構成比グラフや消費収支の経年比較、学校会計用語など詳細な内容となっており、評価できる。しかし、広報誌による公開は実施されておらず、貴大学に対する的確な理解を得るためには、ホームページ以外の媒体による公開についても検討が望まれる。また、大学ホームページでの公開情報は更新が遅く、最新の情報を迅速に掲載することが望まれる。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列举する。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

（1）教育研究交流

- 1）看護学部では、米国のコロラド大学、スウェーデン赤十字大学、カンボジア赤十字社、スイスの赤十字国際委員会やWHOでの研修、オーストラリア・メルボルンのモナッシュ大学付属語学学校での語学研修など、さまざまな国で多様なプログラムの研修が行われており、貴大学の目指す国際化という教育目標達成に効果を上げていることは高く評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

（1）教育課程等

日本赤十字看護大学

- 1) 看護学研究科では、社会人受け入れに対応するための教育課程上の特別な配慮がなされていないので、改善が望まれる。
- (2) 教育方法等
 - 1) 看護学部では、学生による授業評価はこれまで科目担当者の任意実施であり回収率も低かったが、2009（平成 21）年度から全科目・全教員を対象としているので、今後は調査票の回収率向上も視野に入れ、より効果的な授業改善を組織的に行うことが望まれる。
 - 2) 看護学部・看護学研究科では、シラバスの成績評価基準の記載が不十分であるので、改善が望まれる。
- (3) 教育研究交流
 - 1) 看護学研究科では、赤十字の活動と相まって、国際化を推進しているが、国際的な教育研究交流は十分な成果を上げるに至っていないので、改善が望まれる。
- (4) 学位授与・課程修了の認定
 - 1) 看護学研究科では、学位授与方針が学生に明示されていないので、改善が望まれる。

以 上

「日本赤十字看護大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より 2009（平成 21）年 1 月 7 日付文書にて、2009（平成 21）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（日本赤十字看護大学資料 1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって 1 つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は日本赤十字看護大学資料 2 を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8 月 3 日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに 10 月 16 日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後、再意見申立の手続きを経て理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「日本赤十字看護大学資料 2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として 2013（平成 25）年 7 月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

日本赤十字看護大学資料 1—日本赤十字看護大学提出資料一覧

日本赤十字看護大学資料 2—日本赤十字看護大学に対する大学評価のスケジュール

日本赤十字看護大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	平成20年度日本赤十字看護大学 学生募集要項 ・一般入学試験 ・指定校推薦入学試験 ・公募推薦入学試験 ・支部長(関東・甲越地区)推薦入学試験 ・3年次編入学試験 ・3年次編入学(日本赤十字短期大学特別推薦)試験 平成20年度大学院看護学研究科修士課程 学生募集要項 ・学生募集要項 ・社会人学内選考 ・社会人赤十字特別推薦 ・(第2次募集) ・社会人学内選考(第2次募集) ・国際保健助産学専攻実践コース 平成20年度大学院看護学研究科(博士後期課程) 学生募集要項 平成20年度看護実践・教育・研究フロンティアセンター認定看護師教育課程 ・研修生募集要項 ・研修生募集要項(第2次募集) ・募集要項 赤十字推薦入学試験
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	学校法人日本赤十字学園 日本赤十字看護大学大学案内(平成20年度) 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科案内 ・修士課程・博士後期課程 ・修士課程(専門看護師・認定看護管理者) ・修士課程(国際保健助産学専攻) 日本赤十字看護大学看護実践・教育・研究フロンティアセンター 認定看護師教育課程
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	平成20年度 学生便覧 平成20年度 SYLLABUS 看護学部 平成20年度 大学院 シラバス 平成20年度 研修生便覧 認定看護師教育課程
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	平成20年度看護学部時間割表 平成20年度大学院時間割表 平成20年度認定看護師教育課程時間割
(5) 規程集	日本赤十字看護大学規程集
(6) 各種規程等一覧(抜粋) ① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等 ② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	日本赤十字看護大学学則 日本赤十字看護大学大学院学則 日本赤十字看護大学学位規程 教授会規程 正教授会内規 看護学研究科委員会規程 看護学研究科正教授会内規 看護学研究科博士後期課程正教授会内規
③ 教員人事関係規程等	教員選考規程 教員選考規程細則 教員選考基準規程

資料の種類	資料の名称
④ 学長選出・罷免関係規程	教員昇格内規 教員業績基準 臨床教授等に関する規程 臨床教授等に関する申合せ 客員教授規程 名誉教授規程 特別任用教員内規 看護学研究科教員選考基準規程 学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程 副学長選考等規程 看護学部長候補者選考規程 看護学部長候補者等選挙実施細則 看護学研究科長候補者選考規程 図書館長候補者選考規程 学務部長候補者選考規程
⑤ 自己点検・評価関係規程等	大学評価規程 大学評価規程の運用に関する申合せ
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	人権・倫理委員会規程 人権の擁護と倫理問題の防止要綱 人権・倫理問題相談員細則 人権・倫理問題調停委員会細則 人権・倫理問題調査委員会細則 学校法人日本赤十字学園セクシュアル・ハラスメント防止規程
⑦ 寄附行為	学校法人日本赤十字学園寄附行為
⑧ 理事会名簿	学校法人日本赤十字学園 理事・監事名簿
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	授業評価票ver.2 授業評価結果(2006年度) 授業評価結果(2007年度) 年報(2006年)
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	日本赤十字看護大学看護実践・教育・研究フロンティアセンター
(9) 図書館利用ガイド等	日本赤十字看護大学図書館
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	ハラスメント防止・相談の手引き
(11) 就職指導に関するパンフレット	該当なし
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	学生相談室利用案内
(13) その他	
(14) 財務関係書類	計算書類(平成15-20年度)(各種内訳表、明細表を含む) 監事監査報告書(平成15-20年度) 公認会計士または監査法人の監査報告書(平成15-20年度) 財政公開状況を具体的に示す資料(『学校法人日本赤十字学園事業報告』 『学校法人日本赤十字学園財務状況について』、学校法人日本赤十字学園ホームページURLおよび写し)
(15) 寄附行為	学校法人日本赤十字学園寄附行為

日本赤十字看護大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2009 年	1 月 7 日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3 月 3 日	第 8 回大学評価委員会の開催（平成 21 年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3 月 12 日	臨時理事会の開催（平成 21 年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4 月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4 月 10 日	第 9 回大学評価委員会の開催（平成 21 年度大学評価のスケジュールの確認）
	4 月 24 日	第 1 回大学財務評価分科会の開催
	5 月 18 日 ～20 日 28 日 ～29 日	評価者研修セミナーの開催（平成 21 年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5 月下旬 ～7 月上旬 ～7 月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付 主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成 分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8 月 3 日 ～4 日	第 2 回大学財務評価分科会の開催
	8 月 7 日	大学評価分科会第 35 群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9 月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10 月 16 日	広尾キャンパス・武蔵野キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11 月 18 日 ～19 日	第 3 回大学財務評価分科会の開催
	11 月 25 日 ～26 日	第 4 回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12 月 12 日 ～13 日	第 10 回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12 月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2010 年	2 月 3 日	第 4 回大学財務評価分科会の開催
	2 月 11 日	第 11 回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参

- ～12 日 考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成)
- 2 月 19 日 第 456 回理事会の開催（貴大学から提示された意見を参考に、「評価結果」（最終案）を修正することを大学評価委員会委員長に一任し、これを評議員会に上程することの了承)
- 3 月 12 日 第 103 回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認)